

〈指定通所介護事業所運営規程〉

(事業所の名称)

第1条 この指定通所介護事業を行う事業所の名称は、 デイサービスセンター藤園苑（以下「事業所」という。）と称する。

(事業所の設置場所)

第2条 事業所の場所は、富山県高岡市早川 390 番 1 に設置する。

(実施主体)

第3条 事業所の実施主体は、社会福祉法人早川福祉会とする。

(事業の目的)

第4条 指定通所介護の事業は、介護保険法令に従い、要介護状態等にある利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第5条 本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- 一、利用者の人格と自主性を尊重する。
- 二、行き届いた環境の下で、質の高い介護を提供する。
- 三、常に内容の充実及び向上を図るよう努力する。
- 四、地域・家庭などとの結びつきを大切にした運営を行う。

(職員の職種、員数等)

第6条 本事業所は、指定通所介護の提供にあたる従業者の職種・員数として、次の通り配置するものとする。

生活相談員	：	1 名以上
看護職員	：	1 名以上
介護職員	：	7 名以上
機能訓練指導員	：	1 名以上（兼務）
管理栄養士		1 名(兼務)

(管理者)

第7条 本事業所は、常勤の管理者を 1 名配置する。

ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所、施設等の職務と兼務することがある。

2 管理者は、本事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うものとし、従業者に運営基準を遵守させる為の必要な指揮命令を行う。また、管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標及び当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載した通所介護計画を作成する。

(従業者の職務内容)

第8条 指定通所介護を提供する従業者の職務内容は、次の通りとする。

- 生活相談員** :利用者及びその家族からの心身、生活、当該指定通所介護に関する内容等の相談に対応し、相談者の精神的負担の軽減を促すと共に、利用者により快適な通所介護が提供できるよう、当該の相談内容を必要に応じてサービスに反映し、質の改善・向上を目指す。
- 看護職員** : 血圧、脈拍、体温測定等による健康チェックを実施し、利用者の健康面を管理・支援する。
- 介護職員** : 食事、レクリエーション、入浴（主治医の許可がある場合。）等、指定通所介護全般に渡る（他の職種が担当する職務内容を除く。）利用者への介護・支援を行う。
- 機能訓練指導員** :日常動作訓練、歩行訓練等を実施・指導し、利用者が日常生活を営むのに必要な身体機能の減退を防止する。
- 管理栄養士** : 低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対して、栄養状態の改善等を目的として、栄養食事相談の栄養管理を行う。

(営業日)

第9条 本事業所の営業日は、年中無休とする。

(営業時間)

第10条 本事業所の営業時間は7時から19時までとする。但し、営業時間外であってもサービスの提供を行うことがあるものとする。

(利用定員)

第11条 本事業所の利用定員は、45名(介護予防定員を含む)とする。

利用者に対し適切な指定通所介護の提供が為されるよう、利用定員の遵守を徹底するものとする。

(指定通所介護の内容及び利用料等)

第12条 本事業所が提供する指定通所介護の内容は次の通りとし、指定通所介護を提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額は、厚生大臣が定める基準額（介護報酬の告示上の額。）によるものとする。

尚、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合に応じた額とする。また介護報酬の告示上の額は、本事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

- ①生活指導：創作作業やレクリエーション活動等。
- ②個別機能訓練：個別機能訓練計画に基づいた、機能訓練及び定期的評価等。
- ③栄養改善サービス：管理栄養士等による栄養改善サービス計画の作成及び定期的な評価等。
- ④健康チェック：体温・血圧・脈拍の測定等。

⑤その他:入浴の提供及び介助等。

2 本事業所は、前項の利用料のほか、次に掲げる利用料を徴収する。

- ① 食費・おむつ代等
- ② 利用者の選定によるレクリエーション・クラブ活動材料費
- ③ 利用者の選定によるサービス利用時間延長における延長料金

3 第二項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を受けるものとする。

(利用料金の変更)

第13条 前条第一項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとする。

2 前条第二項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は利用者及びその家族に対して、変更を行う2ヵ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとする。

3 利用者及びその家族は、前項の変更に同意することができない場合には契約を解約することができるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第14条 本事業所が提供する指定通所介護の通常の実施地域は、以下の通りとする。

高岡市

(留意事項の事前説明)

第15条 本事業所は、指定通所介護の提供に際して、利用者及びその家族に対し、利用時間、サービス内容、利用料、送迎、機能訓練室利用時の注意事項等、その他当該指定通所介護のサービス利用に関する留意事項を、重要事項説明書及び契約書に明記し、利用者に説明するものとする。

(利用者側の留意事項)

第16条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等侵害してはならない。

2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用するとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。

3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。

(緊急対応)

第17条 本事業所が指定通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状等の急変（異常事態）が生じた場合、また、その他必要な場合には、看護職員及び介護職員等により迅速且つ適切な処置を行い、速やかに主治医への連絡、119番への通報、そして利用者の家族に対する連絡などの必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第18条 本事業所は、消防法で定める防火管理者を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取り扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びにその他防火管理上必要な業務を行い、火災等非常災害時における対策を常に整備し、不慮の事態に備えるものとする。

(職員の研修)

第 19 条 本事業所は、看・介護等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(内容、手続きの説明及び同意)

第 20 条 本事業所は指定通所介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又は、その家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、利用申込者の同意を得るものとする。

(身分証の携行)

第 21 条 本事業所の従業者は、身分証を携行し、利用者及びその家族から求められた時は、これを提示するものとする。

(保険給付の償還請求のための証明書の交付)

第 22 条 本事業所は指定通所介護（法定代理受領サービスである場合を除く）に係る費用の支払いを受けた場合には、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要な事項を記載したサービス提供記録書を利用者に対して交付するものとする。

(秘密保持等)

第 23 条 本事業所は、本事業所の従業者及び従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、就業規則及び指定通所介護サービスマニュアルの中に秘密保持義務を規定し日々の唱和等により指導を徹底するものとする。

2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には文書で同意を得るものとする。

(苦情処理)

第 24 条 本事業所は提供した指定通所介護に対する利用者からの苦情処理に迅速かつ適切に対応するために、指定通所介護サービスマニュアルの中に苦情処理の規定を定めその遵守を徹底するものとする。

(損害賠償)

第 25 条 本事業所は利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画)

第 26 条 事業所は感染症や災害が発生した場合にあっても利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施する。また、定期的な見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(虐待防止)

第 27 条 事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対して虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前項に掲げる措置を適切に実施するために担当者を設置する。
- (5) サービス提供中に当該事業所従業者または養護者による虐待を受けたと思われる者を発見した場合は速やかに市町村に通知する。

附則

この規程は平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

- (平成 14 年 6 月 1 日改定)
- (平成 17 年 10 月 1 日改定)
- (平成 18 年 4 月 1 日改定)
- (平成 24 年 4 月 1 日改定)
- (平成 28 年 7 月 1 日改定)
- (平成 29 年 4 月 1 日改定)
- (平成 30 年 4 月 1 日改定)
- (令和 3 年 12 月 7 日改定)
- (令和 6 年 4 月 1 日改定)

サービス・活動A（通所型）（緩和した基準によるサービス）

運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人早川福祉会（以下「事業者」という。）が運営するデイサービスセンター藤園苑（以下「事業所」という。）が行う通所型サービスの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう通所型サービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供することを目的とする。

（通所型サービスの運営の方針）

第2条 事業者は、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 通所型サービスの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 通所型サービスの実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者等ができることは要支援者等が行うことを基本としたサービス提供に努める。

4 前項のほか、高岡市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 デイサービスセンター藤園苑

（2）所在地 高岡市早川 390番1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1人

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される通所型サービスの事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（2）生活相談員 1人以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

（3）看護職員 1人以上

利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行う。

（4）介護職員 1人以上

利用者の介護を行い、入浴、排せつ、食事の介護等を行い、自立した日常生活を

営むための支援及び介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

利用者が、心身の状況に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

(1) 営業日は、年中無休とする。

(2) 営業時間は午前7時から午後19時までとする。

(実施単位及び利用定員)

第6条 実施単位及び利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 実施単位 1単位

(2) 利用定員 7人

(通所型サービスの内容)

第7条 通所型サービスの内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は機能訓練若しくは送迎とし、通所型サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

(1) 通所型サービスの提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むために必要な支援を行うために、必要に応じて、介護計画を作成する。

(2) 通所型サービスの提供に当たっては、利用者のとのコミュニケーションを図るその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけるものとする。

(3) 事業者は、自ら提供する通所型サービスの質の評価を行い、主治医又は歯科医師と連携を図りながら、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。

(4) 事業者は、通所型サービスの提供に当たって、介護技術の進歩にあわせた適切な介護予防が行われるよう配慮するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所型サービスの利用料は、高岡市が定める額とし、事業者が法定代理受領サービスを提供する場合には、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

2 事業者は、前項に定める額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用 昼食 800円

(2) おむつ代 実費

(3) 通所型サービスで提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用実費

イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽費の費用実費

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は高岡市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

(1) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。

- (2) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
- (3) 利用者の所持金その他貴重品は利用者自ら管理しなければならない。

(緊急時の対応等)

第11条 職員は、通所型サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、利用者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第15条 事業者は、提供した通所型サービスに対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

第16条 職員は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

(記録の整備)

第17条 事業者は、利用者に対する通所型サービスの提供に関する各号に掲げる記録を

整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 介護計画
 - (2) 提供したサービス内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (4) 苦情の内容等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存しなければならない。

(業務継続計画)

第 18 条 事業所は感染症や災害が発生した場合にあっても利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施する。また、定期的な見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(虐待防止)

第 19 条 事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対して虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前項に掲げる措置を適切に実施するために担当者を設置する。
- (5) サービス提供中に当該事業所従業者または養護者による虐待を受けたと思われる者を発見した場合は速やかに市町村に通知する。

附則

この運営規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 30 年 12 月 1 日改定)

(令和 3 年 8 月 15 日改定)

(令和 6 年 4 月 1 日改定)

(令和 7 年 4 月 1 日改定)

介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業

(通所介護相当サービス) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人早川福祉会（以下「事業者」という。）が運営するデイサービスセンター藤園苑（以下「事業所」という。）において実施する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、第一号通所事業（旧介護予防通所介護に相当するサービス。以下「通所介護相当サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所において実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の状態像に応じた多様なサービスの利用を促進しつつ、必要な日常生活上の世話及び生活機能の向上のための機能訓練等の提供により、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 通所介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

4 前3項のほか、利用者の所在する市町村が定める規定その他関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 通所介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター藤園苑
- (2) 所在地 高岡市早川 390 番 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

事業所の従業者及び業務の一元的な管理及び従業者が遵守すべき事項についての必要な指揮命令を行うほか、通所介護相当サービスの目標や具体的なサービス内容等を記載した個別サービス計画の作成を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

利用者の生活の向上を図るための相談、援助等を行うとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

- (3) 看護職員 1名以上

利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行う。

- (4) 機能訓練指導員 1名以上
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (5) 介護職員 7名以上
個別サービス計画等に基づき通所介護相当サービスの従事に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間・サービス提供時間 午前7時から午後7時までとする。

(通所介護相当サービスの利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日1単位 45名とする。

(サービスの内容)

第8条 通所介護相当サービスの内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は機能訓練若しくは送迎とする。

(利用料等)

第9条 通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、利用者の所在する市町村が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 食事の提供に要する費用については、昼食 800 円を徴収する。
- 3 おむつ代については、実費を徴収する。
- 4 その他、通所介護相当サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 5 前4項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。
- 6 通所介護相当サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 7 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、高岡市とする。

(受給資格等の確認)

第11条 通所介護相当サービスの提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容(認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等)を確認する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (2) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
- (3) 利用者の所持金その他貴重品は利用者自ら管理しなければならない。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第14条 従業者は、通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 報告を受けた管理者は、従業者と連携し、状況に応じて緊急搬送等の必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 事業者は、通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、状況に応じて緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第17条 事業者は、通所介護相当サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、提供した通所介護相当サービスに関し、介護保険法第115条の45の7第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第18条 事業者は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 事業者は、事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での通所介護相当サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを利用者の所在する市町村へ通報するものとする。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第20条 事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を高岡市へ届け出るものとする。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に通所介護相当サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

（業務継続計画）

第21条 事業所は感染症や災害が発生した場合にあっても利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施する。また、定期的な見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第22条 事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者は、通所介護相当サービスに関する諸記録を整備し、そのサービス提供をした日から最低5年間は保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人早川福祉会（事業者）と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（令和6年4月1日改定）